

議案第 67 号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 9 月 2 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国民健康保険における急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予について定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納入については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加え、「（その期間の延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、その者の申請に基づき市長が定める相当の期間）」を削る。

第29条中「又は第9項」を「若しくは第5項」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第27条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。